

地元産農産物利用促進啓発事業（「たんとおあがり 京都府産」施設認定） 実施要領

第１ 趣旨

SDGs への関心が高まる中、地産地消による環境の負荷低減と、子どもから高齢者まで幅広い世代のより健康的で心豊かな食生活の実現を目指すため、新鮮で安心・安全な京都府産農産物の利用促進と地域農業や食文化への理解促進を図る。

第２ 事業実施主体

京都府

第３ 事業内容

京都府産農産物の利用及びその産地又は食文化に係る情報の発信について意欲的な取組を行った施設を「たんとおあがり 京都府産」施設として認定する。

第４ 実施内容等

（１）対象とする施設

認定の対象とする施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。ただし、京都府内にある施設とする。

ア 病院

イ 高齢者に係る福祉施設

ウ 高齢者に係る保健施設

エ 社員食堂を有する企業等

オ 大学、専門学校その他これらに準ずるものの構内に所在する食堂

カ 幼稚園、保育所その他これらに準ずるもの

（２）施設の取組内容

認定を受けようとする施設は、別表に掲げる期間について、審査基準を満たす取組を行うものとする。

（３）対象とする農産物

ア 京都府産の野菜等（野菜、果樹、豆類）

イ 京都府産の米（京都府産の米の使用割合が５０％以上のブレンド米を含む。）

第５ 認定の手続き

（１）認定を受けようとする施設は、年度開始後２週間以内に、別表に掲げる期間について計画書（様式１－１）を作成し、京都府に提出（様式２）する。

（２）京都府は、認定を受けようとする施設から提出のあった計画書について、その内容を確認し、適当と認めた場合は、受け付けた旨の通知をする。

（３）（２）の通知があった施設は、第４の（２）に基づき事業を実施するものとし、通知に定める報告期限までに、関係書類（様式４）を添えて、実績報告書を京都府に提出（様式１－２、３）する。

- (4) 京都府は、別表に掲げる審査基準に基づき、(2) で通知した報告期限までに提出された実績報告書を審査し、適当と認めた場合は、当該施設に認定書及び認定章を交付する。

第6 認定章の貸与及び掲示

- (1) 交付した認定章の貸与期間は、認定章を受領した日から更新を受ける日までとする。
- (2) 認定章を貸与された施設は、善良な管理のもとに認定章を掲示し、施設イメージ向上や京都府内産農産物の利用推進についてPRする。
- (3) 認定章を継続して利用しようとする施設は、第7に基づき更新手続きを行わなければならない。
- (4) 次に該当する施設は、認定章を速やかに京都府に返納しなければならない。
- ア 取組内容が審査基準を満たさなくなったことが明らかになった場合
- イ その他、京都府が認定章の返納を必要と認めた場合

第7 更新の手続き

- (1) 更新は3年に一度行うこととし、更新を受けようとする施設は、認定または更新から3年度目の年度開始後2週間以内に、前年の4月1日から当年の3月末日までの1年間の実績を示す関係書類を添えて、実績報告書を京都府に提出(様式1-2、3)する。
- (2) 京都府は、別表に掲げる審査基準に基づき実績報告書を審査し、適当と認めた場合は、当該施設に認定章の継続利用を認める旨の通知をする。

第8 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項については、京都府が別に定める。

附 則

- (1) この要領は、平成18年4月6日から施行する。
- (2) 平成18年度における実施に限り、次のように読み替えるものとする。
- ア 第5の(1)の「年度開始後2週間以内に」は「平成18年5月末日までに」
- イ 別表の期間の「4月1日から翌年の3月末日まで」は「6月1日から翌年の3月末日まで」

附 則(平成19年4月6日)

この要領は、平成19年4月6日から施行する。

附 則(平成23年9月26日)

この要領は、平成23年9月26日から施行する。

附 則(平成27年6月5日)

この要領は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成３０年３月５日）

この要領は、平成３０年３月５日から施行する。

附 則（平成３１年４月２２日）

この要領は、平成３１年４月２２日から施行する。

附 則（令和２年３月２３日）

この要領は、令和２年３月２３日から施行する。

附 則（令和６年３月２６日）

この要領は、令和６年３月２６日から施行する。

別表

期 間	計画書を提出した年の４月１日から翌年の３月末日までの１年間
審 査 基 準	次の各号の全てを満たしていること 1 施設の食事に、京都府産の野菜等を四季毎に「品目毎の利用日数の合計が３０日以上」利用していること 2 施設の食事に、京都府産の米を年間の米の利用日数の「概ね５０％以上」利用していること 3 施設の利用者に、京都府産の米・野菜等に関する産地又は京都の食文化に係る情報を、「四季毎に１回以上」発信していること